

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成29年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正に伴う規定の整理

2 改正の内容

第十九条第一項中「名古屋市以外の」を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）

の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「名古屋市以外の」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新

(経由機関)

第十九条 第六条、第九条、第十条及び第十六条の四の規定による書類の提出及び交付等は、退職の際市町村立学校の職員であつた者に係るものについては、当該市町村の教育委員会を所管する愛知県教育委員会教育事務所の長を経てしなければならない。

2 略

旧

(経由機関)

第十九条 第六条、第九条、第十条及び第十六条の四の規定による書類の提出及び交付等は、退職の際名古屋市の市町村立学校の職員であつた者に係るものについては、当該市町村の教育委員会を所管する愛知県教育委員会教育事務所の長を経てしなければならない。

2 略